運　　営　　規　　程

社会福祉法人　至 誠 会

特別養護老人ホーム　一 葉 園

特別養護老人ホーム 一葉園　運営規定

（趣　　旨）

第１条　　　この規程は、社会福祉法人至誠会が開設する「特別養護老人ホーム　一葉園」の適正な運営を確保するために、介護保険法他関係法令通知の定めるところにより、管理運営に関する事項を定める。

（施設の目的）名称

第２条　 　 当事業所は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭におき、入浴・排泄・食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、生活リハビリ訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

（運営の方針）

第３条　　　運営の方針は、次に掲げるところによる。

　　　（１）.　 当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って施設サービスを

提供するよう努める。

　　　（２）.　 当事業所は、施設サービスの提供に当り、懇切丁寧を旨とし、利用者や家族との結び付き

を重視した運営を行い、また保険者、在宅介護支援センター、他保健医療サービスを提供

する事業者との密接な連携を図るよう努める。

　　　（３）.　 当事業所は、利用者自身の又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急止むを

得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。止むを得ず

拘束する場合は、利用者または家族等に説明をし、了解を求めるよう努める。

　　　（４）.　 当事業所は、提供するサービスについての質の評価を常に行い、改善を図るよう努める。

　　　（５）.　 当事業所は、利用者の被保険者証記載の以下の事項を確認の上、サービス提供に当たる。

　　　　　　　　　　　　　　　　ア．氏名、住所等利用者の属性。

　　　　　　　　　　　　　　　　イ．被保険者資格。

　　　　　　　　　　　　　　　　ウ．要介護認定の有無並びに有効期間。

　　　　　　　　　　　　　　　　エ．その他の必要な事項。

（事業所の名称及び所在地）

第４条　　　この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

　　　（１）.　 名　称　　　特別養護老人ホーム　一葉園

　　　（２）.　 所在地　　　青森県十和田市元町西五丁目11番31号

（職員の職種、員数、区分）

第５条　 　当事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 管理者（園長）　　１名  管理代行者（副園長）　　 １名  生活相談員　　 ２名  事務員　　 ２名  介護職員 　　３８名  看護職員　　　　　９名 | 医師（嘱託医）　　１名  介護支援専門員　　２名  管理栄養士　　 １名  栄養士　　　　　　１名  調理員　 ８名  パート臨時職員　若干名 | （兼務職種）  (介護職員１名)  （介護支援専門員1名）  （機能訓練指導員9名） |

（職務内容）

第６条　管理者(園長)は、社会福祉法人至誠会理事長の命を受けて施設業務を掌理し、職員を指揮監督する。

一、副園長、次長、次長代理は、園長の命を受けて施設業務を掌理し、職員を指揮監督する｡

　　　園長や上位者に事故ある時はその職務を代理する。

　　二、生活相談員は、園長の命を受けて、サービス計画の作成、レクリエーション等の計画、

　　　家族・関係機関との連絡調整、苦情処理、介護保険報酬における給付管理その他を兼務と

　　　する。また、利用者の自立支援の立場から常に相談に応じ適切な調整を行い、必要な支援及び助言を行う。

三、事務員は、園長の命を受けて、主として庶務一般事項及び会計経理を担当する。

－１－

四、介護職員は、園長の命を受けて、食事・排泄・入浴・整容など利用者の日常生活上の世

　　　話、被服・寝具等の清潔と整備に留意し、常に利用者との接触を保ち、状態を良く知悉し､

　　　自立支援の改善向上に努め、個々についてその生活記録の整理に当る。

五、看護職員は、園長の命を受けて、利用者の保健衛生について留意し、医師に指示に従っ

て疾病者の看護と療養及び看護一般についての記録の調整に当る。

六、栄養士は、園長の命を受けて、献立の作成、栄養管理・指導、給食設備の衛生管理・指

導、並びに給食事務一般の処理を担当する。

七、介護支援専門員は、園長の命を受けて、サービス計画の作成に係る事項、家族・関係機

関との連絡調整、苦情処理その他を職務とする。

八、調理員は、園長の命を受けて、栄養士の計画に従い給食事務に従事する。

九、その他職員は、園長の命を受けて、車両の運行・整備、環境の整備、設備機器の日常管理、施設内外の用務に当る。

十、医師は、施設内診療所を管理し、週１回以上、利用者の診療と、健康管理に当たる。

（園長の職務代理者）

第７条　副園長・次長・次長代理を置く事ができる。

　　一、園長の命を受けて施設業務を掌理し、職員を指揮監督する。園長や上位者に事故のある

時は、その職務を代理する。

（指定介護老人福祉施設の内容）

第 ６ 条　　指定介護老人福祉施設の内容は、次のとおりとする。

　　　（１）.　 指定介護老人福祉施設　　　 （看護・介護職員の配置　３：１以上）

（２）.　 食事の提供　　　有り　　　　（栄養マネジメント体制）(経口維持加算Ⅰ・Ⅱ支援者のみ)

　　　（３）.　 夜間勤務者　　　６名　　　 （基準型・夜勤職員配置（Ⅲ）ロ）

　　　（４）. 看護体制（Ⅰ）ロ　　　　　 （常勤看護師配置）

看護体制（Ⅱ）ロ　　　　　 （看護職員１名以上配置）

（５）. 日常生活継続支援加算（Ⅰ）

（６）.　 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

（７）.　 初期加算

（８）.　 安全対策体制加算

（９）.　 看取り加算

（10）.　 協力医療機関連携加算（Ⅰ）

　　　 ２.　 新たに入居を希望する利用者と当事業所は、一葉園入居利用に関し、別に定める「特別養護老人ホーム一葉園入居利用契約書」を締結しなければならない。

　　　　３. 　指定介護福祉施設サービスの内容、利用料その他の費用の額については、重要事項説明書利用料のとおりである。

　　　　４. 　利用料の徴収に当っては、サービスの内容、費用並びに支払方法について説明を行い、あらかじめ文書にて同意を得ることとする。

（利用者の定員）

第９条　当事業所の入所利用者の定員は、１１０人とする。

（施設利用に当っての留意事項）

第１０条　施設利用に当って利用者が留意すべき主な事項の内容は、次のとおりとする。

　　　　（１）.　 秩序正しい施設利用に努め、かつ互いに親睦を図ること。

　　　　（２）.　 医療機関での入院治療等が必要と認められた場合は、入院の措置をお取り頂きます。

　　　　（３）.　 居室および共用施設を本来の用途に従って使用する。

　　　　（４）.　 施設設備については適正な活用をする。

　　　　（５）.　 施設利用における主な禁止事項。

　　　　　　　　　　　　　①　決められた場所以外での喫煙並びにライター等の火気使用

　　　　　　　　　　　　　②　多額な金銭・不要な貴重品類の持ち込み

　　　　　　　　　　　　　③　営利行為、宗教上の勧誘、特定の政治活動

　　　　　　　　　　　　　④　その他公序良俗に違反する行為、安全衛生を害する行為等

－２－

（緊急時等における対応方法）

第１１条　当事業所において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やか

　　　　　に嘱託医師、主治医師又は協力医療機関へ連絡を行う等、必要な措置を講ずる。

（非常災害対策）

第１２条　消防法第８条に規定する防火管理者を配置する。

　　　　２.　 防火管理者は、消防法施行規則第３条に規定する消防計画及び風水害・地震等の災害に対処する計画に基づき、防火管理の業務並びに非常災害対策を行う。

　　　　３. 　非常災害に関する具体的計画は年度当初に作成し、利用者を含めた総合避難訓練を年３回、従業者に対する防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）を年３回実施する。

（褥瘡予防対策）

第１３条　当事業所は、褥瘡が発生しないよう介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整

備し対応する。

（１）． 褥瘡発生の予防と早期対応のため、褥瘡対策委員会を設置し、具体的な対応をする。

（２）． 多職種協働によるチームケアの推進をはかる。

（３）． 医師とも積極的に連携し、より質の高いケアに取り組む。

（４）． 褥瘡対策に関する施設内研修会を継続的に実施し、職員教育に努める。

（感染症予防対策）

第１４条　　当事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の措置を講ずる。

　　　　　（１）． 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知を図る。

　　　　　（２）． 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針及びマニュアルを整備し対応す

　　　　　　　　る。

　　　　　（３）． 職員に対し、研修会を定期的に実施し職員教育に努める。

　　　　　（４）． 感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等について、マニュアルを整備し手順に沿った対応を行う。

（事故発生防止対策）

第１５条　　事故の発生又はその発生を防止するため、必要な措置を講ずる。

　　　　　（１）． 事故発生時の対応及び事故発生の防止のための指針の整備を行う。

　　　　　（２）． 事実の報告及びその分析を通じた改善策について、職員に対し周知徹底を図る。

　　　　　（３）． 事故発生の防止のため事故防止委員会を設置すると共に、職員に対する研修を定期的に実施する。

（身体拘束廃止）

第１６条　　当施設利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、

身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。又、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、家族の同意を得てその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（虐待防止対策）

第１７条　　当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

　　　　　（１）． 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その内容につい

　　　　　　　　　て、職員に周知徹底を図る。

　　　　　（２）．虐待の防止のための指針を整備する。

　　　　　（３）．職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

　　　　　（４）．上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

（その他運営に関する重要事項）

第１８条　　従業者への研修形態等

　　　　（１）.　 採用時研修　　採用後１ヵ月以内

　　　　（２）.　 継続研修　　　随時

－３－

1. 従業者の秘密の保持の責務

（１）.　現に就業していると否とに係わらず、従業者は、その業務上知り得た利用者等に関する秘密を保持しなければならない.

（２）. 秘密の保持の責務については、従業者との雇用契約の内容とする。

３.　 広告

　　　　（１）. 広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

1. 損害賠償責任

（１）.　事業者の責に帰すべき事由により利用者に発生した損害について賠償する責任を負います。

５.　その他の重要事項

　　　 （１）.　 この規定に定めるもののほか、この事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人至誠会理事長と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（利用料その他の費用額）

第１９条　　介護老人福祉施設サービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、利用料の1～３割の額とする。

　　　　２.　　居住費

　　　　　　　　 多床室　　一日　　　　９１５円

　　　　３.　　食　費　　　一日　　１，５５０円

　　　　４.　　負担額について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用者負担  段階区分 | 負　担　額 | |
| 居　住　費 | 食　費 |
| 第１段階 | 多床室　　　　　日額　　　　　　　０円 | 日額　　　３００円 |
| 第２段階 | 多床室　　　　　日額　　　　　４３０円 | 日額　　　３９０円 |
| 第３段階① | 多床室　　　　　日額　　　　　４３０円 | 日額　　　６５０円 |
| 第３段階② | 多床室　　　　　日額　　　　　４３０円 | 日額　１，３６０円 |
| 第４段階 | 多床室　　　　　日額　　　　　９１５円 | 日額　１，５５０円 |

（付　　則）　　　　　　この規定は、平成１２年　４月　１日から施行する。

平成２３年　９月　１日　一部改正。

平成２４年　４月　１日　一部改正。

平成２７年　４月　１日　一部改正。

平成３０年　４月　１日　一部改正。

平成３０年　８月　１日　一部改正。

令和　元年１０月　１日　一部改正。

令和　元年１１月　１日　一部改正。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　２年　４月　１日　一部改正。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　３年　４月　１日　一部改正。

　　　　　令和　３年　８月　１日　一部改正。

　　　　　令和　４年　４月　１日　一部改正。

令和　５年　４月　１日　一部改正。

令和　６年　４月　１日　一部改正。

令和　６年１２月２４日　一部改正。

令和　７年　４月　１日　一部改正。

令和　７年　７月　１日　一部改正。

－４－